

第 74 回財務省 NGO 協議会質問書

議題 1：SDG4 教育キャンペーン：質の高い衡平な教育への支援の拡充を

提案者：教育協力 NGO ネットワーク（JNNE）

<世界の教育の現状～新型コロナウイルス感染症による多大な影響>

教育の現状として、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）以前から、世界の 6 歳～17 歳の子どもの 5 人に 1 人は小・中・高校に通えていない等の憂慮すべき状況にありました。現在、COVID-19 による影響はさらに世界中の子どもたちの教育を受ける権利に多大な影響を及ぼしています。

- ✓ 包摂的で衡平な質の高い教育に向けた前進の速度は不十分／2030 年になっても学校に通えない子どもは 2 億人以上
- ✓ COVID-19 の影響：休校によって、90%の児童・生徒は学校に通えず、教育分野での数年分の前身在り消しに
- ✓ 教育格差は COVID-19 によってさらに拡大
- ✓ 少なくとも 5 億人の児童・生徒はオンライン学習を依然として受けられていない（出典：「SDGs 報告 2020」）

<SDG4 教育キャンペーンについて：政党アンケートの実施>

持続可能な開発目標（SDGs）の目標 4 では、「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」ことが掲げられています。この目標 4 の達成を目指すグローバル・キャンペーン（GAWE: Global Action Week for Education）が世界 100 カ国以上で毎年 4 月に実施されており、教育分野の国際協力 NGO20 団体の連合体である「教育協力 NGO ネットワーク（JNNE）」は、日本において「SDG4 教育キャンペーン」（旧：「世界一大きな授業」キャンペーン）を実施してきました。2003 年の開始以来、延べ 58 万人以上が参加しています。

今年のキャンペーンでは、①各政党に対し教育政策に関するアンケートを実施、②各政党からのアンケートへの回答を、政党名を伏せた状態で Web サイトに公開、③全国の市民、子ども、若者に、どのアンケート回答を支持か投票してもらう、という内容で実施しました。

※SDG4 教育キャンペーン：<http://www.jnne.org/sdg2020/index.html>

<国際教育協力に対する各政党の回答と市民による支持>

上記政党アンケートでは、質問 5 及び 6 として、教育協力に関する質問を実施しました。添付資料「ファクトシート 2（投票結果とご意見）.pdf」／「各政党アンケート 回答 に対する 子ども・若者・市民の支持率」の 6 ページ以降、質問 5 及び 6 をご参照ください。

質問 5「ODA 総額／教育への支援割合」については、すべての政党が ODA を増やすべきだと回答しており、二国間援助に占める基礎教育・中等教育への支援割合を増やすべきではないという回答をした政党はありませんでした。また、市民による投票においても、ODA 増額・割合拡大の双方に賛成する政党への支持が最も高くなっています。

質問 6「日本は、低所得国の教育を支援する「教育のためのグローバルパートナーシップ（Global Partnership for Education, GPE）」への拠出額を増やすとともに、緊急時における教育を支援する「教育を後回しにできない（Education Cannot Wait, ECW）」に拠出すべきだ」についても、ほぼすべての政党が賛成と回答しています。また、日本の経済規模に合わせた拠出が必要と答えた政党が、最も市民からの賛同を得ています。

上記キャンペーンを通じて得られた各政党からの回答と、市民からの教育支援拡充への支持を見ると、**日本として国際教育協力支援を拡充すること、特に基礎教育・中等教育への支援拡充による衡平性の実現に重点をおくことについて、国民の代表である国会と、世論からの支持を十分に得られていると考えられます。**財務省としての重点課題である、質の高いインフラや UHC の実現に加えて、今後教育支援を柱の一つにしていくことは、世論の期待に応えることでもあるかと存じます。**今後の国際教育協力の支**

援の方向性について、本アンケート・投票結果を受け、財務省としてどのようにお考えになるか、ご見解をお聞かせください。

議題 2：米州開発銀行・アジア開発銀行・OECD 輸出信用部会における化石燃料事業への融資方針及び Finance in Common サミットについて

提案者：「環境・持続社会」研究センター（JACSES）、田辺有輝

背景：

日本政府は7月に「インフラ海外展開に関する新戦略の骨子」を決定¹し、「今後新たに計画される石炭火力発電プロジェクトについては、エネルギー政策や環境政策に係る二国間協議の枠組みを持たないなど、我が国が相手国のエネルギーを取り巻く状況・課題や脱炭素化に向けた方針を知悉していない国に対しては、政府としての支援を行わないことを原則とする（以降略）」との方針を表明した。

この方針決定を受け、財務省が管轄している以下の開発金融機関の方針にどのように反映したのか、また反映しようとしているのか、私たちは重大な関心を持っている。

- 9月、米州開発銀行（IDB）の理事会において新たな環境・社会ポリシーフレームワークが採択²された。新政策では気候変動及び環境・社会の持続性に反するとして、石炭採掘・発電及び付帯設備、石油採掘事業、ガス採掘事業（条件付き）を融資の対象から除外することを発表した。
- 8月、アジア開発銀行（ADB）の独立評価局（IED）が、ADB エネルギー政策の評価報告書（2009-2019）³を発表した。IED は、新規の石炭火力発電・熱供給事業への支援停止を公式に表明するよう勧告した。また、他の化石燃料事業についても、Strategy 2030 と整合するよう条件を整備するよう求めた。
- OECD の石炭火力発電セクター了解⁴の改訂期限である2020年6月が経過したが、いまだに改訂は実現していない。

11月12日には、第1回 Finance in Common サミットが開催され、パリ協定やSDGs 達成に向けた公的金融機関の役割について議論される予定である。これらの動向を踏まえ、以下の点について、財務省と議論させて頂きたい。

質問：

1. <IDB 関連>環境・社会ポリシーフレームワーク（特に上記の化石燃料に関する規定）に関する理事会議論の概要及び日本理事の投票結果・理由を教えてください。
2. <ADB 関連>IED のエネルギー政策に関する評価・勧告（特に上記の化石燃料に関する規定）に関する理事会議論の概要及び日本理事の意見・理由を教えてください。

¹ <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/dai47/kettei.html>

² <https://www.iadb.org/en/news/idb-approves-new-environmental-and-social-policy-framework>

³ <https://www.adb.org/documents/sector-wide-evaluation-adb-2009-energy-policy-and-program-2009-2018>

⁴ <https://www.oecd.org/trade/topics/export-credits/arrangement-and-sector-understandings/>

3. <ADB 関連>日本政府は 7 月に「インフラ海外展開に関する新戦略の骨子」を決定しており、IED 勧告については、十分に受け入れられる内容であると考えますが、財務省の見解を伺いたい。
4. <OECD 関連>OECD の石炭火力発電セクター了解の改訂期限である 2020 年 6 月が経過しても改訂が完了していない理由を教えてください。
5. <OECD 関連>日本政府は石炭火力発電セクター了解の改訂に反対している、と聞いているが事実か。事実であればその理由を教えてください。
6. <OECD 関連>日本政府は 7 月に「インフラ海外展開に関する新戦略の骨子」を決定しており、既存の OECD の石炭火力発電セクター了解よりも高い水準を持っている。したがって、改訂に反対する必要はないと考えられるが、財務省の見解を伺いたい。
7. <Finance in Common サミット関連>財務省・JBIC・JICA として、どのような方針・体制で参加する予定か？化石燃料事業への支援についてはどのような議論を期待しているか？

議題 3：国際協力銀行（JBIC）及び国際協力機構（JICA）の環境社会配慮ガイドライン改定について
提案者：国際環境 NGO FoE Japan 波多江秀枝

（背景）

<JBIC>

現行の『環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン』（以下、JBIC ガイドライン）は、その見直しについて、『本ガイドラインの施行 5 年経過後に、5 年間の実施状況についての確認を行い、これに基づき包括的な検討を行って、その結果、必要に応じて改訂を行う。改訂に当たっては、我が国政府、開発途上国政府等、我が国の法人等、専門家、NGO 等の意見を聞きつつ、透明性を確保して行う。』と明記している。この規定に基づけば、同ガイドラインの施行が 2015 年 4 月 1 日であることから、JBIC は本年 4 月以降に 5 年間の実施状況の確認及び包括的な検討など、すでにガイドライン改訂に向けたプロセスを開始していることが求められ、また、そうした状況にあると推察される。しかし、実施状況の確認等の方法・結果を含め、改訂に係る具体的な動きやスケジュール等について JBIC からは依然として公式な発表は行なわれていない。

同様に、『環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申立手続要綱』（以下、JBIC 異議申立手続）では、その見直しについて、『原則としてガイドラインの見直しに併せて実施する。見直しについては、それまでに蓄積された利用者および環境ガイドライン担当審査役からの意見・評価に基づき検討を行う。』と明記されており、JBIC ガイドラインの改訂プロセスと併せて異議申立手続の見直しのための議論が行なわれることが求められている。

JBIC ガイドラインについては、これまで、財務省・NGO 定期協議においても複数回議論してきたとおり、ベトナムの案件に係る環境社会影響評価報告書等の入手状況及び当該文書の公開のタイミングや、大規模な非自発的住民移転または大規模な生計手段の喪失が発生するプロジェクトにおける住民移転計画（生計回復計画を含む）の入手状況及び当該文書の公開についてなど、実施状況に問題があることを NGO から指摘してきた。また、インドネシアやミャンマーの案件において事業実施主体者等に求められる人権配慮や JBIC が確認・把握すべき人権状況についても、NGO から現場の状況を提示しつつ意見交換を行なってきたところである。

JBIC 異議申立手続については、現行ではない旧・JBIC 異議申立手続に基づくものを含めると、この 5 年間に 4 案件で影響住民による異議申立てが行なわれており、その中には、ベトナムの住民から提出された異議申立書の回付漏れといった JBIC 側の運用体制に極めて不備があるケースも見られた。

<JICA>

2010 年 7 月 1 日に施行された現行の『国際協力機構環境社会配慮ガイドライン』（以下、JICA ガイドライン）では、その見直しについて、「施行後 10 年以内にレビュー結果に基づき包括的検討を行う。それらの結果、必要に応じて改定を行う。改定にあたっては、日本国政府、開発途上国政府、開発途上国の NGO、日本の NGO や企業、専門家等の意見を聞いた上で、透明性と説明責任を確保したプロセスで行う。」と明記されている。JICA は同規定に基づき、すでに運用実態のレビュー調査結果を公表し、今年 8 月から財務省を含む関連政府機関、NGO、企業、有識者等により構成される「国際協力機構環境社会配慮ガイドラインの改定に関する諮問委員会」において改定に向けたプロセスを進めているところである。

NGO からは 2019 年 11 月 14 日付で JICA ガイドライン改定に向けた NGO 提言を提出し、17 項目にわたる要請を行なった。その中には、個別案件で起きている問題の実態を踏まえた「エンジニアリング・サービス (E/S) 借款の環境レビュー」に係る提言、また、これまでのガイドラインの策定及び改定プロセスにおいて毎回問題点を指摘してきた「JICA によるモニタリング確認結果の公開」に係る提言が含まれている。

(質問)

<JBIC ガイドラインの改訂について>

1. JBIC ガイドラインの改訂作業は、ガイドライン上明記されている見直しの規定に則り速やかに開始されるべきである。また、すでにガイドラインの実施状況の確認やその結果の公表、包括的な検討等、改訂プロセスの具体的なスケジュール及び方法を JBIC が決定しているのであれば、速やかにその内容が公表されるべきである。仮に、改訂プロセスの具体的なスケジュールや方法が依然決まっていなければ、その遅延の理由について JBIC は説明責任を果たすべきであると考え、財務省のご見解を伺いたい。

2. JBIC ガイドラインの改訂プロセスにおいては、環境社会配慮に係る多くの問題点が指摘され、また、4 件の異議申立てが影響住民によってなされている状況を十分に踏まえる形で、JBIC ガイドライン及び JBIC 異議申立手続の過去 5 年間の実施状況のレビューを行なうことが重要であると考え。新型コロナウイルスの感染拡大のなかで現地調査による実施状況の確認が難しい場合であっても、オンライン会議システムの利用など工夫を凝らしながら、可能な限り、現地ステークホルダーの意見聴取も含めた実施状況の確認が行なわれるべきと考え、財務省のご見解を伺いたい。

3. 過去の JBIC ガイドラインの改訂プロセスでは、逐語の議事録が公開される形でのパブリックコンサルテーション方式が採用され、さまざまなステークホルダーの参加と透明性が確保されてきた。新型コロナウイルスの感染拡大が依然終息していない状況下であっても、ソーシャルディスタンスを保てるよう広めの会場を確保しつつ、オンライン会議システムの併用も視野に入れるなど、工夫を凝らしてパブ

リックコンサルテーションを開催していくことは可能であるとする。今回の改訂プロセスについても、従来の改訂プロセスと同様の参加機会及び透明性を確保しながら進められるべきと考えるが、財務省のご見解を伺いたい。

<JICA ガイドラインの改定について>

4. JICA ガイドラインでは、「当該エンジニアリング・サービス借款の中で又は並行して、必要な環境社会配慮調査を実施する場合には、プロジェクト本体に対する円借款の供与にかかる環境レビューにおいて、環境社会配慮上の要件を満たすことを確認することを可とする」と規定されているため、E/S 借款供与中に環境社会面の影響や地域住民への被害がすでに発生し、環境社会配慮上の要件を満たしていない場合でも、JICA が E/S 借款の貸付実行を継続し、適切な環境社会配慮が行なわれないうまま、プロジェクトが進められている。

例えば、インドネシアのインDRAMユ石炭火力発電事業では、社会的合意の欠如、環境アセスメント報告書や環境許認可証明書の違法性、用地取得における適切な手続きの不備、プロジェクトに反対する住民への弾圧・人権侵害など、「環境社会配慮上の要件を満たしていない」というさまざまな指摘が住民・NGO からなされているにもかかわらず、また、用地取得等による生計手段の喪失など、すでに住民が実害を被っているにもかかわらず、JICA は「本体借款に係るインドネシア政府からの正式要請が依然なされていない」ことを理由に、「正式要請後の本体借款にかかる環境レビューにおいて、詳細を確認する」とし、E/S 借款の貸付実行を続けている。結果として、JICA は、環境社会面の問題をより早期に解決・改善するためにとれるはずの適切な対応をとることもなく、問題解決が図られていない状況のまま、プロジェクトが進捗している状況である。

このような実態を踏まえ、「E/S 借款供与中に環境社会面の影響や地域住民への被害が発生する場合には、環境レビュー及びモニタリングを省略するべきではない」という趣旨をガイドラインに盛り込む方向で改定が行なわれるべきと考えるが、財務省のご見解を伺いたい。

5. JICA ガイドラインでは、「相手国等によるモニタリング結果について、相手国等で一般に公開されている範囲でウェブサイト上で公開する。また第三者等から請求があった場合は、相手国等の了解を前提に公開する」と規定されているが、この内容では、現地でプロジェクト実施者によるモニタリング結果が公開されていない場合、プロジェクト実施中の環境社会影響の状況について、何も情報が公開されないことになる。

例えば、バングラデシュのマタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業では、モニタリング報告書が公開されておらず、現地ステークホルダーから補償の支払いや生計回復が不十分であると指摘されているにもかかわらず、補償や生計回復の実施率が公開されない状況が続いている。

この点については、アジア開発銀行（ADB）が以前から環境・社会モニタリング報告書の公開を借入人等の要件としていることも踏まえ、これまでの JICA ガイドライン及び JBIC ガイドラインの策定及び改定プロセスにおいて NGO から毎回提言を行ってきた。「カテゴリ A のプロジェクトと環境社会配慮委員会で議論の行われたカテゴリ B のプロジェクトについて、相手国等から入手した環境社会モニタリング報告書の公開を要件とするべきである」という趣旨をガイドラインに盛り込む方向で改定が行なわれるべきと考えるが、財務省のご見解を伺いたい。

国際協力銀行(JBIC)が支援するミャンマー・ヤンゴンでの複合不動産開発・運営事業(通称 Y Complex)において求められる人権配慮について
提案者：メコン・ウォッチ 木口由香

背景：

JBIC は 2018 年 12 月、「質高インフラ環境成長ファシリティ」の一環として、東京建物株式会社、株式会社フジタが、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構 (JOIN) と共に設立したシンガポールの法人 Yangon Museum Development Pte. Ltd. (YMD) との間で、融資金額約 4,700 万米ドルを限度とする貸付契約を締結している。YMD はこの資金を、ミャンマーの法人 Yangon Technical and Trading Company Limited (YTT) と共に設立したミャンマー法人 Y Complex Company Limited を通じ、ヤンゴン市のホテル・サービスアパートメント等を備えた複合不動産の開発・運営事業に投じている(1)。

Y Complex に関しては、ミャンマー国軍への資金の流れなどを調査する NGO ジャスティス・フォー・ミャンマー(JFM)から、ミャンマー国軍に利益が流れる可能性があるが、それを第三者が監視・確認することができない状態であることが指摘されている(2)。JFM は環境アセスメントに添付された賃貸契約書入手、YTT からミャンマー国軍兵站総局に地代が支払われていると主張している(2) (3)。

また、ネットメディアのミャンマー・ナウは、本年 5 月 21 日の記事で、賃貸人が同国軍の兵站副総局長で、賃貸借契約書によれば賃料はミャンマー・チャットまたは米ドルで「防衛口座 (Defense Account)」という名義の口座に振り込まれることが確認された、と報道している。同記事で YTT の関係者はインタビューに対し、同社が年間 218 万ドルの賃料を支払っていると回答し、また、賃料を兵站総局に支払っているにも関わらず、賃料が軍ではなく政府の一般予算に入っていると確信していると語った、とされている。しかし、ミャンマー・ナウは、昨年度の防衛予算にも政府の一般予算にも明確な記載を見つけることができなかった、と報道している(4)。更に、6 月 10 日記事でミャンマー・ナウは、現行のミャンマーの法において、国防省が国の会計監査の対象外となる問題を指摘している(5)。

つまり、JBIC の融資事業において発生する巨額な賃料が、おそらくミャンマー国軍に収められているとみられるが、ミャンマー政府ですらそれを確認できない状態ということになる。

ミャンマー政府に対しては、ラカイン州において、主に国軍によって引き起こされたとみられる非人道的行為に関し、今年 1 月、国際司法裁判所から集団殺害を防止し、証拠保存措置を講じるよう求める暫定措置命令が出ている(6)(7)。ミャンマー国軍については、他の少数民族居住地域においても人権侵害行為を行なっていることが数多く報告されている。また、国連人権委員会の指名した国際的な独立調査団からは、2019 年 8 月に報告が発行され、同国に投資をする海外の企業に対し、同国軍とつながるビジネスから手を引くことが提言されている(8)。

JBIC の融資が、本事業を通し重大な人権侵害に加担するリスクがあるため、メコン・ウォッチは 6 月 26 日にメールで本件につき；

- ・ 同事業に係る賃料は YTT から支払われているということで間違いはないか。また、賃料は年間幾らか。
 - ・ 同事業に係る賃料の支払い先は、ミャンマー国軍か。その場合は、どの部局が受取先となっているか。同国軍でない場合は、支払い先はどこか。
 - ・ 同事業に係る賃料の支払い先が公的機関または国軍の場合、ミャンマー政府の一般予算、または防

衛予算に記載されているか否かを確認しているか。支払い先が民間の場合、その支払い先が適切な会計監査の対象となっていることを確認しているか。また、どちらの場合でも、その内容を第三者が確認できる状況か。

・今後についても、JBIC は資金の流れの透明性をどのように確保し、日本の公的資金がミャンマーでの重大な人権侵害に関与するリスクをどのように回避されようとしているのか、

と質問した。

JBIC からは翌月電話で、事業参画企業の商業上の秘密に当たるため、これら一切に関し、回答ができないとの旨の連絡があった。そのため、当団体は 8 月 25 日に JBIC に対し「【要請書】ミャンマーにおける複合不動産の開発・運営事業(通称 Y-Complex 事業)に係る資金の流れ及び人権に関する説明について(添付資料)」を提出し再度 JBIC の対応を求めている。しかし、JBIC は本件に関し、未だに情報を公開していない。

前述のように、本事業の事業者の商業行為が、第三者がチェックすることのできない同国軍に利益をもたらしていれば、日本の公的資金が他国の軍事行動を支えるという疑義に対し、ミャンマー政府側からの説明を期待することは難しく、実際に利益が国軍に渡っていた場合、JBIC は直接・間接に重大な人権侵害に関与する恐れがある。JBIC が対象とするプロジェクトに求められるガイドライン上の環境社会配慮で(3) 検討する影響のスコープにおいては、「調査・検討すべき影響は、合理的と考えられる範囲内での派生的・二次的な影響を含む」とあり、JBIC は本事業の資金の流れを確認する責務があり、また、同ガイドラインで定める情報公開の基本的考え方に基づき、JBIC は、事業の資金の流れについて説明する社会的な責任を負うものとする。

更に、日本政府は 10 月 16 日に「ビジネスと人権に関する行動計画(2020-2025)」(9)を策定しているが、「人権を保護する国家の義務に関する取組」においては、イ. 開発協力・開発金融で JBIC のガイドラインが「対象プロジェクトに求める環境社会配慮として、人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響だけでなく、人権の尊重を含む社会的関心事項等についてもそのスコープとしている」と明示している。また、行動計画は「企業の行動を促す上では、さらに、広く社会に「ビジネスと人権」に対する理解を定着させることも重要」とも述べており、JBIC は公的金融機関としてそのガイドラインに定める人権保護への配慮を実現させ、かつ、融資先企業の「ビジネスと人権」に対する理解を深めるため、積極的な働きかけをする責任があるとする。

質問：

1. 賃料という支払い金額に関しては、商業上の競争に関わる恐れがあると理解するが、支払い企業や支払先を秘匿する理由はいかなるものなのか。JBIC が事業主体の賃料の支払い者、支払い先を商業上の秘密と説明することに関し、財務省は妥当とお考えか。妥当でないと判断された場合は JBIC への対処について、妥当とされた場合、その理由をご説明いただきたい。

2. 非人道的な行為への関与が疑われている同国軍の資金の軍事利用への懸念から問合せをしたにも関わらず、商業上の秘密保持を理由に一切の回答を拒否することは、「ビジネスと人権」指導原則の企業への理解を深めるという JBIC の責任、また、JBIC 自身の環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラ

イン 5. 当行の環境社会配慮確認にかかる情報公開、にある「商業上の秘密には十分配慮し、情報公開の原則とこうした秘密を両立させる」、とする(1)基本的考え方という情報公開の努力を、JBIC が著しく怠っていると当方は認識している。この点に関し、監督官庁としての財務省のご見解はいかがか。

3. 日本の経済開発協力において、ODA の軍事転用は強く禁じられており、OOF においても、当然、同様の原則が踏まえられていると理解している。ミャンマーに対しては、短期間で既に 1 兆 5 千億円を超える日本の公的資金が投入されている。背景でのべたように、ミャンマーでは防衛予算が第三者機関の監視を受けないものと考えられる。同国の国防予算に関し、現行の監査制度について財務省はどのように認識または評価されているのか。

4. 一般論としてお伺いする。日本政府の支援対象国で当該国の軍事組織に対する文民統制が脆弱で、国会などの監視が及ばない場合、日本政府の支援事業から生じる利益が軍または有力な軍人が経営する企業を裨益するケースでは、日本政府または JBIC は汚職や軍事利用を防ぐために、どのような事前の確認とモニタリングを行うことが可能か。

(1) JBIC プレスリリース

<https://www.jbic.go.jp/ja/information/press/press-2018/1218-011714.html>

(2) The luxury Japanese business development secretly funding Myanmar's military

<https://www.justiceformyanmar.org/stories/y-complex>

(3) ジャスティス・フォー・ミャンマーが入手したとする賃貸契約書

https://uploads-ssl.webflow.com/5e691d0b7de02f1fd6919876/5ec6b2dc075fe31ea6b96843_y-complex-lease-agreement.pdf

(4) ミャンマー・ナウ記事

<https://myanmar-now.org/en/news/japan-backed-luxury-hotel-and-office-complex-will-enrich-military-says-rights-group>

(5) ミャンマー・ナウ記事

<https://myanmar-now.org/en/news/junta-drafted-law-keeps-auditor-general-from-investigating-military-finances>

(6) ヒューマンライツ・ウォッチ 「ロヒンギャ問題に関して国際司法裁判所がミャンマーに対して判決」

<https://www.hrw.org/ja/news/2020/01/23/338154>

(7) International Court of Justice, 2020 年 1 月 23 日 Press release

<https://www.icj-cij.org/en/case/178>

(8) UN Fact-Finding Mission on Myanmar exposes military business ties, calls for targeted sanctions and arms embargoes

<https://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=24868&LangID=E>

(9) 「ビジネスと人権に関する行動計画（2020-2025）」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100104121.pdf>

添付：【要請書】ミャンマーにおける複合不動産の開発・運営事業(通称 Y-Complex 事業)に係る資金の流れ及び人権に関する説明について